

## 別記

弁償を要する資料の汚損及び破損の基準

対象：図書館資料（付録含む。）

### (1) 印刷資料（図書・雑誌及び紙芝居）の弁償基準

#### ア 水濡れ

- (1) 返却時に、全体的に濡れている場合
- (2) 波うち、ページの歪み等により、形状が変わった場合
- (3) 着色又は変色が認められる場合
- (4) カビが発生した場合
- (5) 濡れて乾燥した後、ページが接着した場合

#### イ 汚れ、シミ又は焦げ跡等

- (1) お茶、コーヒー等の飲料によるシミ等の汚れが生じた場合
- (2) 血液又は食べこぼし等により、衛生上問題がある汚れが生じた場合
- (3) 毛髪等、衛生上問題のあるものが挟み込まれたことにより汚れが生じた場合
- (4) 汚れ等の付着により、ページが接着した場合
- (5) 汚れが本文又は挿絵にかかり、複数ページ又は数箇所にとんでいる場合
- (6) たばこ、アイロン等による焦げ跡が認められる場合

#### ウ 書き込み（落書き、線引き等）

- (1) マジック、ボールペン、クレヨン、マーカー等、消去が困難な筆記具による落書き又はアンダーライン等の書き込みがある場合
- (2) 鉛筆又は色鉛筆等、消去可能な筆記具によるものであっても、筆圧等が強く痕跡が残る場合、又は印刷部分が退色若しくは汚損し、ページが破損した場合

#### エ ページの破れ、一部欠落、ページ全体の欠落

- (1) 修理しても閲覧に支障が生じる場合
- (2) 破れが複数ページ又は数箇所にあつ場合
- (3) 部分的な破れであっても、本文、挿絵又は図表等が欠落している場合
- (4) 1 ページ全体が切り取られている場合、又は目次若しくは奥付ページが欠落している場合

#### オ 折り癖

- (1) 修復しても膨らみが残る程度の折り癖が、複数ページにわたり認められる場合

#### カ 噛み跡

- (1) 人又はペットが噛んだことにより、噛み跡が認められる場合

#### キ 臭気又はべたつき

- (1) 悪臭、香水又はたばこ等の臭いが除去できない場合
  - (2) 付箋等によるべたつきが除去できず、ページの開閉に支障がある場合
- (2) 型紙及び地図等の資料の弁償基準
- ア 亡失又は一部欠落により、付録資料としての利用に支障がある場合
- (3) 視聴覚資料及び CD 等の付録の弁償基準
- ア 破損等により、ひび割れ、破断等が生じ、形状が原状を保持していない場合
  - イ 再生機器により再生できない状態となった場合
  - ウ 視聴覚資料のケースの破損又は汚損については、嚴重注意とする。
  - エ 歌詞カード又は解説書等の付録の汚損又は破損については (1) の印刷資料の基準に準ずる。
- (4) エプロンシアター及びパネルシアターの弁償基準
- ア 破損等により、セット内容の備品のうち 1 点以上が原状を保持していない場合
  - イ 解説書等については (1) の印刷資料の基準に準ずる。
- (5) 相互協力による資料の汚損及び破損
- ア 借用時の状態と異なる場合は、原則として弁償とする。
  - イ 判断に迷う場合は、借用館に確認し、その判断を仰ぐものとする。
  - ウ 汚損及び破損の状態によっては、当該利用者による相互協力サービスでの借用を受け付けないことがある。